平成14年10月診療報酬改定対応

日医標準し	レセプトソフト	平成14年10月25日追補
	改 正 内 容	改 正 対 応
	厚生労働省保険局医療課より関係通知 平成14年10月17日より施行	
指導管理 等	 1.慢性疼痛疾患管理料を算定する場合には、当該月内においては消炎 鎮痛等処置、理学療法()は算定できないこととなっているが、月 の途中に慢性疼痛疾患管理料算定対象疾患が発生し、当該管理料を算 定した場合には、当該管理料の初月に限り、その算定以前の消炎鎮痛 等処置、理学療法()は算定できること。 2.慢性疼痛疾患管理料を算定する場合には、当該月内においては外来 管理加算は算定できないこととなっているが、月の途中に慢性疼痛疾 患管理料算定対象疾患が発症し、当該管理料を算定した場合には、当 該管理料算定の初月に限り、その算定以前の外来管理加算は算定でき ること。 	【1.及び2.について】 現行は慢性疼痛疾患管理料と消炎鎮痛等処置又は理学療法()の併算 定チェックを行っていない。オペレータ判断としていた。 現行システムでの算定結果例 10月 4日 理学療法()算定(外来管理加算は自動削除) 10月 7日 消炎鎮痛等処置算定(外来管理加算は自動削除) 10月10日 慢性疼痛疾患管理料算定(外来管理加算は自動削除) 10月15日 外来管理加算は自動発生しない 10日の慢性疼痛疾患管理料を算定した時点で4日及び7日の理学療法()及び消炎鎮痛等処置は算定不可となるので削除をしなければならない。
リハビリ テーショ ン	3.早期リハビリテーション加算を算定している患者についても、外来移行加算の算定要件に該当する場合には、あわせて外来移行加算を算定できること。4.早期リハビリテーション加算の対象疾患には、関節鏡下の半月板切除、滑膜切除の手術は含まれること。	10月17日からは次のように処理を行う。 併算定チェックを行う。 チェックマスタ更新データを提供する。 慢性疼痛疾患管理料算定の初月の判断について 直近で算定した初診料算定日以降初めて慢性疼痛疾患管理料を算定した月を初月とする。 10月 1日 初診算定 10月 当該ルールは適用できる 10月17日 慢性疼痛疾患管理料算定(10月初月 17日以降) 11月 当該ルールは適用できない 12月 6日 初診算定 12月 9日 慢性疼痛疾患管理料算定(12月初月)

平成14年10月診療報酬改定対応

日医標準	レセプトソフト										平成14年 1	0月25日追補		
		改	正	内	容		改		正	対	応			
						併算定チェック								
							慢	•	•					
							疼	鎮						
							 	<u> </u>	 					
						慢性疼痛疾患	/	×	×					
						>>/ At At> 66	<u> </u>	 						
						消炎鎮痛等	×	/						
							×	 	 					
						连子惊 况	×	I	/					
						10月 1日 10月 5日 10月17日 10月18日 月末まで	10月 5日 10月17日 10月18日以降 月末まで			の算定結果例 理学療法()算定(外来管理加算は自動削除) 消炎鎮痛等処置算定(外来管理加算は自動削除) 慢性疼痛疾患管理料算定(初月とする) 同時に入力した消炎鎮痛等処置などについては 算定はできない。 路 消炎鎮痛等処置算定(併算定チェックエラー) 外来管理加算は自動発生しない 合 慢性疼痛疾患管理料を算定するか否かは自由であ るので算定チェック等はリセットとする。				
								医部	市が当月	内に指導料	なりビットと、 を算定するなど を算定されたい	5初回受診日		